

交渉速報

J R 貨物労組本部業務部

2020年9月25日

No.3

2020 JR 総連春闘・諸懸案事項について整理する

- ・ **子供のインフルエンザ予防接種費用補助！**
- ・ **保存休暇使用事由を拡大！**
- ・ **育児休暇終了予定日前の復帰が可能に！**

中央本部は9月24日に、2019年度申第6号「諸要求改善に向けた申し入れ」に対する諸懸案事項について会社から提案を受けました。提案内容は以下の通りです。

1. インフルエンザ予防接種にかかる費用の補助について

社員等の子（1人分で、ジェイアールグループ健康保険組合の被扶養者に限る。）がインフルエンザ予防接種を受けた場合に、その費用の一部（4,000円を上限とした実費額）を会社が補助する。

2. 保存休暇制度の改正

保存休暇の使用事由に次を加える。

- （1）家族の看護等（介護、通院等を含む）を行う場合。
- （2）風水震火災等の不可抗力の災害により家屋に損壊を受けた場合。

3. 育児休暇規程の一部見直し

育児休暇終了予定日の変更について、「当初の予定日よりも前に変更することを申し出ることができる。」を追加する。

4. 実施時期等

第1項から第3項については2020年10月1日から実施する。

2020 JR 総連春闘において勝ち取った諸要求について提案を受け団体交渉を行ない、諸懸案事項について上記のように整理し妥結しました。子供のインフルエンザ予防接種は2回の接種が推奨されることから1回目に接種した領収書と2回目に接種した領収書を添付し一括して申請することで上限4,000円までが補助されます。なお「社員等」とは、契約社員、臨時社員、シニア社員、パート社員が含まれます。保存休暇の使用事由として、家族の看護等は2親等以内の家族が対象となります。また、社員と離れて暮らす家族等が災害により家屋が損壊した場合にも使用できることを確認しました。

諸要求の改善は全組合員の力によって勝ち取ったものです。しっかりと活用していきましょう！！中央本部は引き続き組合員の要求の実現にむけ取り組みます。

以 上